

いま問われる 産廃施設の正当性

——農地転用手続きに「有印私文書偽造・同行使」で刑事罰確定

2025年7月3日、高知地方裁判所において、土佐市に産業廃棄物焼却施設を建設した「〇〇産業」の代表取締役に対し、有印私文書偽造・同行使罪で懲役1年・執行猶予3年の刑が言い渡されました。

問題となったのは、農地転用のために提出された同意書や契約書の一部に、関係者の署名がないにもかかわらず、あたかも同意があったように装った書類が使用されていた点です。これは農地法の趣旨を逸脱しており、転用手続きそのものが違法であったと疑わざるを得ません。

このような事態にもかかわらず、県は転用を許可し、施設整備が進められてきました。県農業基盤課は、高知民法の取材に対し、「判決文を精査して見解を明らかにしたいので、もう少し時間が欲しい」とコメントしています。今後、県の対応と姿勢が問われていくことになります。（7月13日付高知民法より）

私は根拠に基かない違法な農地転用であると思います。農地転用許可の取り消しを求める意見書県に提出しました。私は土佐市議会において、一年以上この問題について継続質問を行っています。

この地周辺は、ブランド米「岩戸米」の産地として知られ、現在も学校給食などに提供されている大切な農産物の供給地です。さらに、文旦やしょうがなど、古くからの農地が連なる地域でもあります。そこに焼却施設を設けることは、環境的・倫理的観点からも重大な疑問を抱かせます。

なお、この問題をめぐっては、市民の皆さまから提出された2通の請願書も議会で不採択となり、声が届かなかったという残念な現実があります。

こうした経過を広く共有し、この施設の正当性について今こそ市民一人ひとりが問い直すときではないでしょうか。皆さまの率直なご意見やお気づきの点がありましたら、ぜひお聞かせください。ともにこの地域の未来を考えていけたらと願っています。

※詳しくは、野村まさえホームページをご覧ください。

👉 <http://www.ne.jp/asahi/nomura.masae/homepage/>



発行：野村まさえ（市民と未来をつなぐ視点から）